V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 19-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、 i)各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、 ii)各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものとされている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成22年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、22年4月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の				
	総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)			
名 称				
計画の	 評価の実施に関する 	・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的か		
主な規	基本的な方	一個一人の一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一		
定内容	針	・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動		
足鬥台		については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進		
		する。		
	② 平成22年	◇ 総合性確保評価		
	度から24年	・ 児童虐待の防止等に関する政策評価		
	度までの3	・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政		
	年間に実施	策評価		
	する評価の テーマ	・ テレワークの推進に関する政策評価		
	③ 平成22年	◇ ◇ ◇ ◇ → → → → → → → → → → → → → → → →		
	度に実施す	◇ 総合性確保評価 ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価		
	る評価の	・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政		
	テーマ	策評価		
	,	※ 既に実施中のもの		
		・バイオマスの利活用に関する政策評価		
	④ 評価の実	○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議		
	施に関する	を踏まえる。		
	重要事項	○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に		
		進める。		
		○ 政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を		
		推進する。		
		○ 統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機 関連が表現ないた。これで、日本は、光葉は近について、コンコース・プログラ		
		関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確しに実施する		
		に実施する。		

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成23年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、23年5月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映 状況(総括表)

(1)統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成22年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の3テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「バイオマスの利活用に関する政策評価」については平成23年2月に評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した(これらの概要については、表19-3(1)ア参照)。

その他の2テーマ(「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹 養成制度の改革に関する政策評価」)については、平成23年度において、前年度に引き続き 調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている(そ の概要については、表19-3(1)イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成20年度から22年度において評価結果を取りまとめた以下の3テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている(その概要については、表19-3(2)参照)。

評価の類型	評価の結果の政 策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	3	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1)統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 22 年度に実施した政策評価テーマのうち、「バイオマスの利活用に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成23年2月15日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

評価結果の概要

○ 評価の観点

バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定。以下「総合戦略」という。)に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

〇 評価の結果

平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。

しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。

- (1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定
 - ① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成22年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。
 - ② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等4つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。
- (2) 政策全体のコストや効果の把握
 - ① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことを規定しているが、 数値目標の達成度の把握が不十分。
 - ② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成18年度から20年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。
- (3) バイオマスタウンの効果の検証等

総合戦略では、バイオマスタウンの構築を重要施策と位置付け、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。

- (4) バイオマス関連事業の効果の発現状況
 - ① 平成15年度から20年度までの6年間に6省で計214事業を実施したが、効果的かつ 効率的に実施されていない。
 - ② 「施設導入」が予算規模では全体の8割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。
- (5) バイオマスの利活用によるCO。の削減
 - ① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、 CO_2 収支を把握しているものは 3 施設。
 - ② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO_2 削減が見

込まれているが、当省の試算によると、CO₂収支等4項目のいずれの試算項目においてもCO₂削減効果が発現していないものあり。

〇 勧告

(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定 関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、 検証するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。
- ② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(2) 政策のコストや効果の把握及び公表

関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明 責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み(把握時期、具体の把握方法等)を構築すること。
- ② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。 また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、 バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保

関係省は、バイオマスタウンに関する政策(バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画)を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況(取組の進捗状況)、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。
- ② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策 定すること。
- ③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施

関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的確に把握し、検証できる仕組みを 構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。
- ② バイオマス関連事業について、
 - i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画(原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等)の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、
 - ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術段階と実用化に至るまでの 脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び 付けるための検討を行う仕組みを構築すること

等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。

③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(5) バイオマスの利活用によるCO。削減効果の明確化

関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の 試算結果も参考にし、CO₂収支等を把握する仕組みを構築すること。 ② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO₂収支や、国費とCO₂削減効果との 費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。

(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。
 - 2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。
 - 3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 次のテーマについては、平成23年度において、前年度に引き続き調査・分析すること としており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名

児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)

評価計画の概要

〇 目的

児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成16年には、児童虐待防止法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、平成19年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。

しかしながら、平成21年度における児童相談所(5月1日時点201か所)の児童虐待相談対応件数は4万4,211件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度1万1,631件の約3.8倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。

この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。

〇 主な調査項目

- ① 児童虐待の防止等に関する政策の現況
- ② 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況

〇 調査等対象機関

内閣府、国家公安委員会·警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、 都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中学校、関係団体等 テーマ名

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総合性確保評価)

評価計画の概要

〇 目的

法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、新司法試験の合格率が低迷し(平成22年は25.4%)、政府が掲げた法曹人口の拡大目標を達成するには至っていないこと(平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとしたが、22年の合格者数は2,133人)等を背景に、法科大学院志願者、すなわち、法曹を目指そうとする者の数が大幅に減少しているなどの状況にあり、現状のままでは、「質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」という司法制度改革の理念を実現することは困難ではないかとの懸念が関係各方面から示されている。

このため、関係府省等においては、法科大学院の教育の質の向上を目指した取組等が行われている。また、法務省及び文部科学省が設置した「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」は、平成22年7月に、現在の法曹養成制度の問題点・論点とその改善方策の選択肢を整理するとともに、それらの改善方策を更に具体的に検討するための新たな体制(フォーラム)の構築が必要との検討結果を取りまとめている。ただし、平成22年末現在、当該フォーラムは構築されていない(注)。 (注)平成23年5月に「法曹の養成に関するフォーラム」を開催。また、司法修習生に対する給費制を1年間延長するための裁判所法(昭和22年法律第59号)の改正に関する衆議院法務委員会の決議(平成22年11月24日)で 「法曹の養成に関

また、司法修習生に対する給費制を1年間延長するための裁判所法(昭和22年法律第59号)の改正に関する衆議院法務委員会の決議(平成22年11月24日)で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされている。

この政策評価は、これらの検討を促すよう、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。

〇 主な調査項目

- (1) 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の現況
- ② 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の効果の発現状況

〇 調査等対象機関

法務省、文部科学省、法科大学院、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係団体等

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 21 年度に評価の結果を取りまとめた「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」及び「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」並びに 20 年度に評価の結果を取りまとめた「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記のとおりである。

テーマ名

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価(総合性確保評価)

(勧告・公表日:平成21年6月26日)

関係行政機関

総務省、経済産業省、国土交通省、環境省

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した 行政機関を記載した。
 - 2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

〇 評価の観点

平成 16 年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

〇 評価の結果

(1) 低公害車に関する政策

低公害車の普及促進については、平成 15 年度末で 711 万台であった保有台数 (全国) が、本政策実施開始年度の翌年度 (17 年度末) には 1,219 万台となっており、政策目標の「平成 22 年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に 1,000 万台以上普及」を達成している。

低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間の CO_2 排出量は、平成 13年度に比べ 18年度には、自家用乗用車分が 6.2%、貨物車分が 5.6%削減されたとの成果を上げたほか、12年度に比べ 22年度には、NOxの排出量が約 41%、PMの排出量が約 77%削減されるとの成果が上がるとされている。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。

このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴う CO_2 排出量、 $NOx \cdot PM$ の排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。

他方、次のような課題もみられた。

- ・ 政策目標 1,000 万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に1台当たりの CO_2 、 $NOx \cdot PM$ の削減量に限界がある。
- ・ 一方、他の低公害車等には、走行時に CO_2 やNOx・PMの排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。
- ・ 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性(長所と課題)、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求められているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を上げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。
- (2) 燃料電池自動車に関する政策 燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的

な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。

燃料電池自動車については、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を5万台普及」という 政策目標と実際の状況(平成 19 年度末時点で 42 台)にかい離が生じている。この政策目標 が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のよ うに本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。

・ 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時に CO_2 、 $NOx \cdot PM$ を一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を挙げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成22年度までに、燃料電池自動車を5万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

・ 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及 び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自 動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとならない ような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車(水素インフラ整備を含む。)に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告(平成 22 年 6月11日)以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告

(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。

その際には、低公害車等ごとの特性(長所と課題)、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。

特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とす

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築

【総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省】

国内外における気候変動問題に対する関心の高まりや、中期的な温室効果ガス削減目標の検討、自動車に関する環境技術の進展など、低公害車(次世代自動車を含む。)の普及促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化している。

平成21年6月には、温室効果ガス排出量を2020年までに2005年比で15%削減するとの政府目標が公表された。その後、平成21年9月の国連気候変動首脳会議や、同年12月の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議において、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するとの新たな目標が表明された。

平成21年12月には、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)が取りまとめられた。さらに、平成22年2月からは資源エネルギーの基本政策の見直しの検討及びエネルギー基本計画の改定の作業が進められている。加えて、平成22年3月12日、地球温暖化対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、今国会(第174回通常国会)

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

ること。

また、実施する施策については、 あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。 に提出された。

このような本政策を取り巻く地球温暖化対策、エネルギー政策の方向性の変化を踏まえつつ、今後、本政策については、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段(関連施策及び事務・事業)の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行うこととしたい。

なお、経済産業省及び国土交通省は、地球温暖化・エネルギー対策を強化するため、平成21年12月に「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」を開催し、「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省の連携強化に向けた中間取りまとめ」を公表し、更なる新車燃費向上や環境対応車の普及等に向けて、両省の連携により効果的に推進していく項目について具体的に明らかにした。

電気自動車、燃料電池自動車等については、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、関係省が協力して、次の事務・事業に取り組んでいる。

電気自動車

(経済産業省、国土交通省及び環境省)

電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む。) については、国内メーカーによる本格的な量産・市場 投入が開始されたこと等を踏まえ、次の普及促進策を 講じている。

- i 車体及び充電設備の購入に係る補助事業の継続・充実(平成22年度予算額は約124億円。21年度予算額の約5倍に増額)「経済産業省]
- ii 電気自動車用充電設備設置から最初の3年間の 課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例 措置について、取得価格要件を2,000万円以上から 300万円以上に引き下げた上で、その適用期間を平 成21年度から2年間延長(なお、燃料電池自動車 用水素充填設備やCNG自動車用天然ガス充填設 備についても同様の取扱い(ただし、取得価格はいずれも2,000万円以上のものが対象))

② 燃料電池自動車

(総務省)

低公害車の普及の推進に当たっては、法令改正・通知等により燃料電池自動車等に係る防火面の安全基準の整備を行ってきたところであり、今後とも、必要に応じ防火面の安全確保のための取組を行うこととしたい。

(経済産業省、国土交通省及び環境省)

燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかったが、近年、航続距離が伸長するなど研究開発成果も着実に上がっている。その結果、関係業界間で2015年からの一般普及開始に向けたシナリオが合意された。このような状況の下で、次の施策を講じている。

i 低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的 なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水 素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研

•	
勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
	(前回報告の状況及びでの後の状況) 完開発、実証事業を充実(平成22年度予算額約92億円の内数)[経済産業省] ii 燃料電池自動車啓発推進事業の実施 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対して車両を貸与(平成22年度予算額は21年度予算額とほぼ同額の約0.26億円)[環境省] iii 燃料電池自動車等の率先導入に係る補助事業の実施 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助等(平成22年度予算額は21年度予算額とほぼ同額の約1.45億円)[環境省]
	 ③ その他 (経済産業省、国土交通省及び環境省) i 次世代自動車※のうち、市場投入が開始されたクリーンディーゼル自動車について、その購入に係る補助事業を継続(平成22年度予算額約4億円)[経済産業省] ※ 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クープ・グライン・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー・ストラー
	リーンディーゼル自動車、CNG自動車等をいう。 ii 大型車(トラック・バス)については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施し、開発・実用化を促進している。(平成22年度予算額は約2.45億円)[国土交通省] iii 次世代自動車も含め、環境性能に優れた自動車の普及促進等の観点から、次の対策を講じている。i)環境性能の良い新車の買い換え・購入に対して補助金を交付・平成21年度第1次補正予算約3,600億円、
	 ・ 平成 21 年度第1 次補正予算約 3,600 億円、第2次補正予算約 2,300 億円 [経済産業省] ・ 平成 21 年度第1 次補正予算約 148.8 億円の内数、第2次補正予算約 305 億円 [国土交通省] ii) 環境性能に優れたトラック、バス、タクシー等の車両購入に係る補助事業の実施トラック、バス、タクシー事業者を中心にCNGバス・トラック等の新車の導入に対し、車両本体価格の4分の1 又は通常車両価格との差額の2分の1を補助等(平成22年度予算額は21年度予算額の60%に当たる約10.4 億円)[国土交通省]
	iii) 自動車重量税の減免措置(平成21年4月1日から平成24年4月30日までの3年間の時限措置)及び自動車取得税の減免措置(平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間の時限措置)を新たに導入し、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税と自動車取得税が免除又は75%若しくは50%軽減。

≁ I	-
ÆΠ	4
ŒIJ	

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

低公害車(次世代自動車(注1)を含む。)の普及 促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化してい る。

中長期的な温室効果ガスの削減目標については、平成21年9月の国連気候変動首脳会議等において、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を2020(平成32)年までに1990(平成2)年比で25%削減するとの新たな目標が表明され、この目標は、地球温暖化対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案に盛り込まれている。

同法案については第 177 回通常国会において継続 審議議案とされている。

次世代自動車の普及については、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリオ~」、「新成長戦略実行計画(工程表)」及び資源エネルギーの基本政策の見直しの検討を踏まえた「エネルギー基本計画」が平成22年6月18日に閣議決定され、必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を、2020(平成32)年までに最大で50%、2030(平成42)年までに最大で70%とすること、先進環境対応車(ポスト・エコカー)(注2)について、2020(平成32)年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすること等が盛り込まれている。

- (注1) 次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等をいう。
- (注2) 先進環境対応車(ポスト・エコカー)とは、次世 代自動車及び将来において、その時点の技術水準に 照らして環境性能に特に優れた従来車をいう。

「エネルギー基本計画」等に基づき、次世代自動車等の普及促進策として、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省が協力して次の事業を実施している。

総務省

低公害車の普及の推進に当たっては、近年の技術 開発の動向等を踏まえ、今後とも必要に応じ防火 面の安全確保のための取組を行うこととしてい る。

なお、今後は、従来よりも高圧な水素ボンベを搭載した燃料電池自動車の普及が進むと予想されることから、平成23年度に、学識経験者等を委員とする検討会を設置し、給油取扱所により高圧の水素充填設備を設置する場合に必要な安全対策について検討を行うこととしている。

② 経済産業省

i 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車の導入費用の一部並びに充電設備等の設置費用の一部を補助(平成23年度予算額は291.7億円)

勧告	政策への反映状況
	(前回報告の状況及びその後の状況)
	ii 燃料電池自動車については、低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研究開発、実証事業を充実(平成23年度予算額約75億円の内数)iii 乗用車燃費について、国土交通省とともに、平成22年6月から、総合資源エネルギー調査会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会において2020(平成32)年に向けた新たな燃費基準について平成23年中頃に取りまとめるべく検討を開始した。iv 国土交通省及び環境省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税を免除又は75%若しくは50%軽減する自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置(自動車重量税は平成21年4月1日から24年3月31日までの措置)を継続 v 国土交通省及び環境省とともに、平成23年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電設備等を追加
	i 低公害車普及促進対策費補助金として、旅客運送事業者及び貨物運送事業者等に対し、CNGトラック・バス・タクシー、電気自動車の導入費用の一部を補助(平成23年度予算額は10.38億円)また、平成22年度補正予算により、排ガス性能・燃費性能に優れたディーゼルトラック・バス(環境対応ディーゼル車)への補助を実施(平成22年度補正予算額77.5億円の内数)ii 公共交通のグリーン化及び観光振興等を促進するため、電気自動車(電動バス、EVタクシー)を活用した意欲的な事業展開等を目指す事業者等を強力に支援することとした。(平成22年度補正予算額4.5億円) iii 乗用車燃費について、経済産業省とともに、平成22年6月から、総合資源エネルギー基準部会自動車対基準小委員会において2020(平成32)年に向りまとめるべく検討を開始した。iv 大型車(トラック・バス)については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際実用化を促進している。(平成23年度予算額は、約2.49億円) v 経済産業省及び環境省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税の減免措置及び自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置している。(平位の減免措置及び自動車重量税の減免措置及び自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置している。(平位は150%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置している150%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置して150%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置して150%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置及び自動車取得税の減免措置して150%軽減する自動車重量税に可以対して150%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置して150%軽減で150%を150%軽減で150%を150%を150%を150%を150%を150%を150%を150%を

矢山	-
飷	百

政策への反映状況

(前回報告の状況及び その後の状況)

日まで、自動車取得税は平成21年4月1日から24年3月31日までの措置)を継続

vi 経済産業省及び環境省とともに、平成23年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電設備を追加

④ 環境省

- i 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対する車両の貸与を内容とする燃料電池自動車啓発推進事業を実施。なお、同事業は、平成22年度が事業終了年度であったことから、平成15年度から行われてきた事業の総括を行ったところであり、その結果については、広く一般に対して周知するため、平成23年度初頭を目途に、環境省のホームページ上にて公表する予定
- ii 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助。平成23年度は、昨年10月に行われた事業仕分け(第3弾)の結果を踏まえて、事業を実施する予定(平成23年度予算額は1.75億円の内数)
- iii 経済産業省及び国土交通省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税を免除又は75%若しくは50%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置(自動車重量税は平成21年4月1日から24年4月30日まで、自動車取得税は平成21年4月1日から24年3月31日までの措置)を継続
- iv 経済産業省及び国土交通省とともに、平成 23 年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象 に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電 設備等を追加

このように、低公害車(次世代自動車を含む。)の 普及促進策については、上記のような政策を取り巻く 地球温暖化対策・エネルギー政策における方向性の変 化、事業の実施状況及び政府目標を踏まえつつ、その 実現手段(関連施策及び事務・事業)の見直し、定期 的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行 うこととしたい。

(2) 個別事務・事業の見直し

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。

(2) 個別事務・事業の見直し

低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講じている。

なお、今後、前述(1)の政策目標を含めた政策体系の再構築等の取組と併せて、効果をより発揮させるための措置を検討することとしたい。

低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業 について、その効果をより発揮させるため、次の措置 を講じている。

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

なお、今後、前述(1)政策体系の再構築等の取組と 併せて、効果をより発揮させるための措置を検討する こととしたい。

① CNG貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。

① CNG自動車 (経済産業省)

CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度を 広く周知するため、全国8都市において、自動車販売 会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業者等を 対象に平成21年度公募説明会を開催するとともに、 補助制度のパンフレット等を配布した。

また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。さらに、CNG自動車用天然ガス充填設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置を平成21年度から2年間延長した。

CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度 を広く周知するため、全国9都市において、自動車 販売会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業 者等を対象に平成22年度公募説明会を開催すると ともに、補助制度のパンフレット等を配布した。

また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。

さらに、国土交通省及び環境省とともにCNG自動車用天然ガス充填設備設置に係る固定資産税を、最初の3年間に限り、課税標準を3分の2に軽減する特例措置の延長を行い、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、平成23年度から2年間延長することとなった。

(国土交通省)

国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。

※ 平成 21 年 9 月 1 日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。

また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

活用を図るため、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関して採択を実施した。

引き続き事業用CNG自動車の導入等に対する補助事業を実施している。(平成23年度予算額約10.38 億円)

(環境省)

平成21年度第1次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援(補助金の交付)について、関連団体((社)全国都市清掃会議等)を通じた積極的な周知に努めたところである。

また、従前より継続している、ハイブリッド車及び CNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業 (廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入 補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係 る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及 び政令指定都市等環境担当部局長会議(平成 22 年1 月 19 日)において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知 (説明会の開催等)を要請する予定である。

ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業 (廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知を要請した。この結果、各地方環境事務所においては、低公害車普及事業の公募時(全4回)ごとに管下の自治体に対して事業の周知を行ったほか、その他の取得支援制度についても適宜案内を行った。

② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種(殊)車の導入費の補助について、ユーザー(事業者及び地方公共団体)による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。

② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種(殊)車 (国土交通省)《再掲》

国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。

※ 平成 21 年 9 月 1 日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。

《一部再掲》

引き続きハイブリッド自動車の導入等に対する補助事業を実施している。(平成23年度予算額約10.38

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <mark>その後の状況</mark>)	
	億円) (環境省)《再掲》 平成 21 年度第1次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援(補助金の交付)について、関連団体((社)全国都市清掃会議等)を通じた積極的な周知に努めたところである。 また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係	
	る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議(平成22年1月19日)において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知(説明会の開催等)を要請する予定である。	
	ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知を要請した。この結果、各地方環境事務所においては、低公害車普及事業の公募時(全4回)ごとに管下の自治体に対して事業の周知を行ったほか、その他の取得支援制度についても適宜案内を行った。	

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html) テーマ名

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)

(勧告・公表日:平成21年5月26日)

関係行政機関

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。
 - 2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

〇 評価の観点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

〇 評価の結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道 府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。

電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)がある一方で、調査した 46 支援センターのうち21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。

支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。

政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成19年7月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。

2 被害者の保護

速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。

3 被害者の自立支援

(1) 就業の促進

就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。

(2) 住宅の確保

被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況(平成 18 年度)は、申込件数 323 件に対し入居件数 46 件で、入居率は 14%と低い状況となっている。

(3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続きが異なっており、中には、異なる手続きがあることを承知していない教育委員会もある。 また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、

協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携

支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。

関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している 都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ

文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告(平成 22 年 6月11日)以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告

1 通報及び相談の効果的な実施

都道府県や市町村における通報 及び相談に係る広報啓発や関係者 への研修、支援センターの電話相談 受付時間拡大等の工夫事例を把握 し、都道府県や市町村に対しこれを 情報提供する取組を継続するとと もに、これらの情報を踏まえた更な る効果的な実施を図るよう要請す ること。

また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するようでもでいてもでは、すること。都道府県に対して祖及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。

(内閣府)

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

【内閣府】

配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成21年10月開催)、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に対する対応について」(平成21年6月8日付け府共第225号内閣府男女共同参画局推進課長通知。以下「21年6月8日付け課長通知」という。)により、これらの情報を踏まえた効果的な実施を図るよう都道府県等に要請した。

市町村等における相談の受付状況、関係機関との連携状況等に関する調査を、平成22年度に実施することとしている。

相談件数等の報告については、21年6月8日付け課長通知により、「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について」(平成21年2月9日付け事務連絡。別紙2配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票記載要領)に基づき引き続き的確な報告を徹底するよう、都道府県に周知した。

(注) D V は、「Domestic Violence」の略。以下同じ。

平成22年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成22年9月開催)、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。

また、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、相談窓口の周知や相談体制の充実等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。

市町村等における相談の受付状況等に関する調査の

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

実施については、平成22年度予算で認められ、23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施しているところであり、今後、同調査の結果を踏まえ、都道府県・市町村における相談対応の強化を促進していく予定である。

都道府県における相談件数等の報告については、引き 続き的確な報告を徹底するよう求めている。

2 被害者の一時保護機能の充実 法により婦人相談所が行うこと とされている被害者の一時保護に ついて、その取組を更に充実させる とともに、一時保護の申請は原則と

とともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

(厚生労働省)

3 被害者の自立支援の充実

(1) 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対すの円等に対すの円数ま支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に対し、把握当の趣旨・他底するともに、情報交を実施するよう指示すること。

(厚生労働省)

【厚生労働省】

DV被害者の一時保護については、これまで一時保護委託費の充実、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化などの取組によりその機能強化・充実を図ってきており、引き続き取組を進めていく。

都道府県における一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について、都道府県主管部局あて通知(「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について(通知)」(平成21年11月25日付け雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知))を発出したところである。

都道府県の婦人保護事業担当者を対象とした「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」(平成22年9月開催)等の会議において、一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について依頼した。

また、婦人相談所一時保護所における心理療法担当職員及び同伴児童への対応などを行う指導員の配置や夜間警備体制の強化などの取組を推進し、引き続き、被害者の保護等の支援体制の充実に努めている。

【厚生労働省】

勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」(平成21年10月5日付け職首発1005第1号・能能発第1005第1号厚生労働省職業安定局首席職業指導官・職業能力開発局能力開発課長連名通知。以下「21年10月5日付け連名通知」という。)により、以下の事項を指示した。

- ・ 公共職業安定所において、求職者本人からの申し出又 は市町村が発行する「配偶者からの暴力被害者に対する 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の 証明書」によりDV被害者であることが判明した場合は、 当該求職者に係る就労支援の状況(就職件数、公共職業 訓練あっせん件数等)を厚生労働本省に定期的に報告す ること。
- ・ 都道府県労働局及び公共職業安定所は、管内の地方自 治体との会議等の場において、DV被害者である求職者 に対する支援措置について、周知を行うこと。
- ・ 公共職業安定所においては、管内の市町村の担当部局 を把握し、必要な連携が図られるように努めること。

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

公共職業安定所において、DV被害者である求職者に対し、個々の状態に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施している。

DV被害者に対する就業支援の状況については、平成 21年度以降、厚生労働本省に定期的に報告することとし ており、その実績は下表のとおりである。

表 DV被害者に対する支援実績

区 分	平成21年度 下半期	22年度 上半期
新規求職件数	328件	351件
就職件数	133件	123件
公共職業訓練受講あっせん 件数	28件	30件
基金訓練受講勧奨通知書交付件数	22件	42件

(注)「基金訓練」は、雇用保険を受給できない離職者(受給終了者を含む。)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練(平成21年創設)

また、労働局及び公共職業安定所は、関係機関の連絡協議会等の場において、公共職業安定所における支援措置について周知するとともに、関係機関と必要な連携を図っている。

(2) 住宅の確保

都道府県等における被害者の 公営住宅への優先入居等の実施 状況を把握する際に、併せて、制 度の広報や入居率の向上等に資 する工夫事例を把握し、都道府県 等に対しこれを情報提供するこ と

また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。

(国土交通省)

【国土交通省】

今回の政策評価の結果も踏まえ、今後も公営住宅への優 先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等 に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措 置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続 けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護・自立支援の充実に向けた取組を進めていく。

都道府県等に対する要請文書を平成21年11月2日付けで発出した(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(平成21年11月2日付け国住備第93号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知))。

また、平成21年11月1日時点での都道府県等の取組状況について調査を行い、22年1月に都道府県等に対し、工夫事例等の情報を含めた当該調査結果の提供を行った。

評価結果を踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の 実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する 適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導 入していない都道府県等に対して、導入の要請を続ける ことにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護・自立支援の充実に向けた取組を更に進めていく。

都道府県及び政令市におけるDV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況は、下表のとおりであり、優先入居及び目的外使用が増加している。

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

表 DV被害者の公営住宅への優先入居等の実施 状況(都道府県、政令市)

VVDE (HPAE/II			
区分	平成20年	21年	22年
優先入居	380戸	428戸	507戸
単身入居	72戸	104戸	98戸
目的外使用	10戸	110戸	143戸

(注) 平成 20 年と 22 年は 12 月 1 日現在、21 年は 11 月 1 日現在である。

(3) 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特にとう周知・徹底すること。必要には外就学を認める際には会とされる転出元の教育委員会とう協議、指導要録の学校間の転出の教育委員会への通知に関いるにもいて、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(文部科学省)

【文部科学省】

都道府県教育委員会等に対し、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知)により、以下の事項等について通知した。

- ・ 被害者の子どもの就学には二つの手続があり、個々の 事情に応じて選択できること。
- ・ 住民票の存する市町村外の学校へ就学する際の必要書 類は必要最小限のものとすること。
- ・ 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については 厳重に管理すること。

また、同通知において、区域外就学を認める際に必要と される転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の 授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通 知に関する情報制限の工夫事例や配慮事項について情報提 供した。

併せて、全国市町村教育委員会連合会総会(平成21年5月開催)等、市町村教育長を対象とする会議において、資料「DV(配偶者からの暴力)被害者の子どもの就学について」及び「特別な事情による転学時における指導要録の取扱いについて」を配付した。

被害者の子どもの就学については、平成22年8月に、全市町村教育委員会を対象とした実態把握を実施したところであり、その際、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け通知)の内容を再度周知した。

また、「平成22年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」(平成22年9月開催)において、以下の事項について説明を行うとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導・助言を行った。

- ・ 被害者の子どもの就学には、二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。
- 手続に必要な書類については、被害者の子どもが円 滑に就学できるよう、必要最低限のものとすること。
- ・ 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報について は厳重に管理すること。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限 住民基本台帳の閲覧等の制限 の申出者に対する支援措置の必 要性を確認する際は、被害者の負

【総務省】

「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」(平成21年5月27日付け総行

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

また、住民基本台帳からの情報 を基に事務処理を行う部局にお ける被害者情報の管理に係る工 夫事例を把握し、市町村に対し、 これを情報提供するとともに、住 民基本台帳担当部局と連携 はる被害者情報の厳重な管理を 行うよう助言すること。選挙人い ない市町村に対しては速やかに 行うよう助言すること。

(総務省)

市第 110 号総務省自治行政局市町村課長通知)により、勧告の内容を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、支援措置について定めた省令及び事務処理要領等に基づき適切に対応するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言等を行うとともに、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例について情報提供した。

選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について」(平成21年5月26日付け総行選第29号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)を発出し、都道府県選挙管理委員会を通じて市町村選挙管理委員会に対して、被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底を図るよう助言した。

住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認、被害者情報の管理及び選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、平成21年5月27日付け市町村課長通知、同月26日付け選挙課長通知等に基づき適切に実施するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言しているところであり、今後、引き続き周知・徹底を図っていくこととしている。

4 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係 機関の連絡協議会の構成について は、都道府県の関係機関だけでな く、国、市町村、民間団体の関係機 関が参加したものとなるよう都道 府県に対し助言すること。

(内閣府)

【内閣府】

被害者の保護のための関係機関の連絡協議会の構成については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注)の第2「9関係機関の連携協力等」により望ましい在り方を提示しているところであるが、さらに、21年6月8日付け課長通知により、都道府県の関係機関だけでなく、地域の実情に応じて、国、市町村、関係機関及び民間団体の関係機関が参加したものとなるよう努めるよう周知した。

(注) 平成 20 年 1 月 11 日付け内閣府・国家公安委員会・ 法務省・厚生労働省告示第 1 号

平成23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連絡協議会や意見交換・情報共有の場への官民の関係機関の参加状況について調査を実施しており、今後、同調査の結果を踏まえ、地域の実情に応じた関係機関の連携を促進していく予定である。

当該連絡協議会への参加機関が 少ない国の機関(地方支分部局)に ついては、引き続き地域の実情等を 踏まえ、参加を検討するよう指示す ること。

(厚生労働省)

【厚生労働省】

勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、21 年 10 月 5 日付け連名通知により、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が関係機関の連絡協議会を開催する際には、都道府県労働局及び公共職業安定所は、積極的に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知に努めるよう指示した。

労働局及び公共職業安定所は、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が開催する関係機関の連絡協議会に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知しており、平成21年10月から22年9月までの間には、20道県において連絡協議会に参加してい

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

る。

また、既に当該指示を行っている 場合には、必要に応じ指示の徹底を 図ること。

(法務省)

【法務省】

全国の検察庁あてに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「基本方針」の徹底について」(平成21年8月4日付け事務連絡)を発出し、関係機関の連絡協議会に職員を派遣するなど適切な対応をするよう指示の徹底を図った。

入国管理局では、地方入国管理官署に対し、「地方自治体が主催する配偶者暴力(DV)対策を目的とした連絡協議会等への積極的参加について」(平成21年3月5日付け事務連絡)をもって連絡協議会等への積極的参加を指示しているところであるが、同事務連絡を発出した後は、法務省で開催した会議(平成21年5月開催)等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し、当該指示の徹底を図っている。

検察庁については、平成21年8月に発出した事務連絡に基づき、引き続き指示の徹底を図っているところであり、22年度においては、23年3月に実施した「新任決裁官セミナー」及び「新任支部長検事セミナー」において、指示の徹底を図った。

入国管理局については、平成21年3月に発出した事務連絡について、会議等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し指示の徹底を図るとともに、業務の中核となる職員を対象とした「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」(平成23年2月実施)や「人権研修」(平成22年7月実施)において、連絡協議会等への積極的な参加について指示の徹底を図っている。

また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。

(内閣府)

【内閣府】

また、21年6月8日付け課長通知により、関係機関の連携に係る好事例を踏まえた効果的な実施を図るよう要請した。その上で、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成21年10月開催)、都道府県や市町村における関係機関の連携に係る先進的取組事例について情報提供したところである。さらに、同会議の報告書を、平成22年3月に全地方公共団体に配布した。

平成22年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成22年9月開催)、官官・官民連携に係る先進的取組事例について情報提供するとともに、同会議の報告書を、23年1月に全地方公共団体に配布した

また、平成23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連携マニュアルの作成や支援手続の一元化等、関係機関の連携状況について調査を実施しており、今後、同調査により把握した先進的取組事例及び好事例について地方公共団体等に情報提供し、関係機関の連携を推進していく予定である。

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

さらに、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、関係機関・民間団体等との連携協力やワンストップ・サービス構築の推進等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。

5 フォローアップの実施

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

(文部科学省、総務省)

【文部科学省】

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援 に係る施策の実施状況について、実態把握を行う予定であ る。

「配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもの就学に関する実態把握について」(平成22年8月25日付け事務連絡)により、全市町村教育委員会を対象に実態把握を行い、その結果を都道府県教育委員会等に対して送付するとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導を行った。

今後も、定期的な実態把握と情報提供の在り方について検討を進めてまいりたい。

【総務省】

基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について(依頼)」(平成21年4月17日付け事務連絡)により取りまとめを実施した。

施策の実施状況の把握については、今後とも、定期的に 実施する予定である。

基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況については、前回の回答以降も、平成22年1月18日付け事務連絡及び23年2月2日付け事務連絡により、取りまとめを実施したところである。 今後とも、定期的に実施する予定である。

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

テーマ名

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価(総合性確保評価)

(勧告・公表日:平成21年3月3日)

関係行政機関

国土交通省、法務省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政 機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

関係6省(国土交通省、総務省、法務省、外務省、農林水産省及び経済産業省)により政策群として取り組まれている「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施

○ 評価の結果

1 政策目標の達成状況

外国人旅行者数は、目標の 1,000 万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な 金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。

国内における観光旅行消費額を増大させるには、訪日外国人旅行消費額の増加も必要であるが、国内旅行消費額に占める割合は、現行ではわずか数パーセントとなっているものの、増加傾向で推移している。今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続く場合は、内外旅行者数の増加が見込まれず、目標を達成することは容易ではない。

- 2 施策別の評価の結果
- (1) 外国人の訪日促進

VJC事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成20年8月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。

ア 情報発信(宣伝)・誘客事業

VJC事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。しかし、VJC事業の効果的・効率的な実施という観点でみると、①行政機関のブロック区域(地方運輸局管轄他)、都道府県等を超えた事業の広域化や誘客事業と認知度向上事業の効果的な組合せ(複合化)、②海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たり宿泊事業者等や外国語表示等外国人旅行者の受入環境の整備状況等勘案すべき要素の明確化、③VJC事業評価を実施する過程における都道府県等の関係機関との連携や評価結果の反映が不十分となっている。

イ 査証発給手続の円滑化等

査証発給緩和措置は、観光等短期滞在の外国人旅行者数の増加促進方策として効果を 上げているとみられる。

なお、同時に不法入国等への対応を厳格に実施すること等で、査証発給緩和措置による不法残留者数の増加は認められない。

ウ 出入国手続の円滑化等

20 年における目標である「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にする」の達成状況をみると、主要4空港(成田、羽田、中部及び関西)の平成20年の目標達成状況をみると、成田及び中部では目標を達成している月が2割程度であり、羽田及び関西ではどの月も達成していない。

現状において実施されている審査ブースの適切な配分、入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底等、現場でできる着実な取組が引き続き有効となっている。

(2) 魅力ある観光地づくり

旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。

ア 外国人旅行者に対する接遇の向上

交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、V J 案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない

地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。

イ 旅行費用の低廉化

観光庁長官が指定した区間がある鉄道・軌道事業者の旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあり、国の低廉化の促進の取組は効果を上げつつある。

ウ 魅力ある観光資源の保全・創出

景観法は平成17年6月に全面施行され、景観行政団体数及び景観計画を策定した景観行政団体数は増加している。これまでも条例に基づいた規制等により良好な景観を形成し、これにより観光客数が増加している取組例がみられることから、同法の施行により、魅力ある観光資源の保全・創出への効果が見込まれる。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告(平成 22 年 6月11日)以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告

1 国土交通省は、VJC事業をより 効果的・効率的に実施するため、次 の措置を講ずること。

- (1) 事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。
- (2) 各国・地域の旅行市場において 求められている日本への旅行 ニーズ、外国人受入環境の整備状 況等選定に当たって勘案すべき 要素を明確にした上で、ツアー造 成等の成果が期待できる国内地 域を事業対象地域として選定す ること
- (3) VJC事業を立案・実施する都 道府県等の関係機関と連携して 事業評価を実施するとともに、事 業評価結果をその後の事業の立 案に反映させること。
 - (注)「ビジット・ジャパン・キャンペー ン」

平成15年から国、地方公共団体、民間事業者等が共同して、訪日旅行需要が大きい国・地域を対象に旅行会社招請事業、メディア招請事業等により日本の魅力を情報発信し、ツアー造成等につなげる「訪日促進キャンペーン」である。また、「VJC事業」は、観光庁が実施する「本部事業」と、地方運輸局が地方公共団体等と連携して実施する「地方連携事業」とから成る。

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

【国土交通省】

VJC事業は、対象市場やターゲット層を絞るなど戦略的に実施し、また、各年度の事業実施方針では、過去の事業評価の結果を踏まえ、これに必要な事項を反映しているが、今回の勧告を踏まえ、特に事業の広域化、複合化が重要である地方連携事業については、広域を対象として、統一したテーマにより域内各地の観光魅力を組み合わせようとする事業や当該ブロック全体の認知度を向上させようとする事業等を重点的に採択することとし、これらを平成21年度事業実施方針(平成21年3月18日)に明記することで事業全体の戦略的実施を確保することとした。

また、地方連携事業に対する事業評価に際しては、事業を共同実施する地方自治体等との連携を徹底し、その結果については次年度以降の事業の企画立案に際して適宜かつ適切に活用することとする。

勧告を踏まえ、VJC事業については、平成22年度及び23年度事業実施方針において、①市場ごとの特性を踏まえたマーケット志向の事業であること、②広域での事業構築・展開が行われていること、③事業の総合化が図られていることなどの基準を設け、引き続き戦略的な実施に努めている。

その結果、実際の訪日旅行ルートを意識し、一つ の都道府県の範囲にとどまる事業は行わないなど改 善が図られている。

平成22年度は、VJC事業の対象市場のうち、訪日旅行者が多く、今後の伸びも期待できるアジア4市場(中国、韓国、台湾及び香港)を最重点市場と位置付け、予算を重点的に投入したプロモーションを展開したところであり、22年のアジア4市場からの外国人旅行者数は563万人となっている。

また、広告効果等に関する客観的指標(KPI)(注1)を導入し、今後、測定結果に基づく最適なマーケティングプランを構築し、効果的な海外プロモーションにつなげていくこととしている。

地方連携事業においては、上記の基準に加え、① 各地域からの提案を組み合わせたスケールメリット を創出する事業、②統一したテーマにより各地域の 観光魅力を組み合わせた事業など、国の全体のプロ

政策への反映状況

(前回報告の状況及び その後の状況)

モーション戦略に沿った真に必要な事業に重点化することとしており、地方連携事業の事業計画案の作成に当たっては、都道府県等の関係機関と連携しつつ、各地方運輸局等がその妥当性を判断するとともに、観光庁においても事業計画案の再度検討・調整を行い、事業を実施しているところである。

また、平成22年度からは、地方運輸局と都道府県 等が事業の成果を統一的に把握するための基準を設 け、入札事業者に対し、本基準に基づく成果の内容 を盛り込んだ企画書の提出を求めるなど、あらかじ め事業成果を意識した事業展開を図ることとした。

(注1) KPI (Key Performance Indicator) とは、目標を 実現するために設定した具体的な業務プロセスをモニ タリングするために設定される指標のうち、特に重要な ものをいう。

- 2 法務省は、出入国手続の円滑化等 を促進するため、次の措置を講ずる 必要がある。
- (1) 入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合スペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分(配置)が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。

【法務省】

乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人 用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、 実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、 上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機 応変な審査体制をとっているが、平成21年度から、主要空 海港(成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博 多港)においてバイオ機器操作補助員(注2)を上陸審査 場に配置し、個人識別情報取得に係る機器操作説明等を行 い、入国手続の円滑化(時間短縮)を図っている。

(注2)「バイオ機器操作補助員」とは、入国手続を円滑に行う ため、上陸審査場において、上陸審査を受ける外国人に対 し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行う者の ことである。

引き続き、乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機応変な審査体制をとっているほか、主要空海港(成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博多港)の上陸審査場に配置していたバイオ機器操作補助員に代えて、平成22年度からバイオ機器操作補助を含む出入国審査手続に関する案内員(審査ブースコンシェルジュ)(注3)を配置し、審査場入口での乗客の振り分け、別室への案内、バイオ機器操作の補助などを行い、混雑する審査場の停滞・混乱を防ぎ、入国手続の円滑化(時間短縮)を図っている。

なお、審査ブースコンシェルジュの配置は地方空海港 へも拡大している。

(注3)「審査ブースコンシェルジュ」とは、バイオ機器の操作や出入国記録カードの記載方法を案内する等出入国審査手続に関する案内員のことである。

(2) 航空会社に対し、出入国記録 カードが適切に記載されるよう

【法務省】

平成 21 年度補正予算により、成田空港第2旅客ターミ

政策への反映状況 (前回報告の状況及び<mark>その後の状況</mark>)

一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。

ナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を 表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、 乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしている。

なお、空港の入国管理官署では、従前から以下の措置等 を講じてきているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続 き取り組んでいくこととしている。

- ① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼
- ② 主要空港(成田、関西、中部空港)における入国手続 案内相談員(平成19年11月設置)による出入国記録カー ドの記入案内
- ③ いわゆる「フォークレーン方式」(注4)を導入している空海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間の表示
 - (注4)「フォークレーン方式」とは、上陸審査場に到達した外 国人乗客が1本の蛇行したレーンに沿って並び、同レーン の先端に到達した者から順次、空いた審査ブースに枝分か れ状に進む方式のことである。

平成21年10月から成田空港第2旅客ターミナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしたことにより、乗客は混雑の少ないゾーンで審査を受けることが可能となっている。

なお、空港の入国管理事務所では、従前から以下の措置等を講じているところであり、勧告の趣旨を踏まえ、 今後も引き続き取り組んでいくこととしている。

- ① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼
- ② 主要空港等(成田、関西、中部、羽田、福岡、新千歳空港等)においては、入国手続案内相談員が行っていた出入国記録カードの記入案内を、同相談員及びバイオ機器操作補助員に代えて設置した審査ブースコンシェルジュが案内
- ③ いわゆる「フォークレーン方式」を導入している空 海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間 の表示

3 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。

(1) 中小規模の宿泊業者が外国人 旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢限 応えることになり、また、受入こと 境の整備に大いに寄与すること 境のを備に大いに寄り、一部の中小規模 の宿泊業者が受入れに消極に、積 をかることから、一部の中小規模 の宿泊業者が受入れに消極に、積 をかるに外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推 奨事例の情報を提供すること。

【国土交通省】

全ての登録ホテル・旅館を対象とした実態調査を実施し、この調査を通じ、より詳細に実態を把握した上で、登録ホテル・旅館において外国語による接遇が進んでいない理由を分析し、課題の整理を行っている。また、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における訪日外国人受入の状況についても調査し、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における外国人接遇に係る課題の整理を行っている。

その上で、ホテル・旅館のみならず、宿泊施設全体としてどのような姿が求められるのか、また、その姿を実現するために国や業界団体等の関係者がそれぞれ何をすべきか、訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した我が国の宿泊施設のあり方について検討し、所要の法制度改正・概算要求等に反映させることなどにより、情報提供の面も

(2) 国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。

政策への反映状況

(前回報告の状況及びその後の状況)

含めた現行の登録制度に係る具体的な改善策を講ずるこ ととしている。

なお、これらの検討に当たっては、平成21年9月に、 有識者、関係団体、関係行政機関等からなる検討会を設け、 議論を行ってきたところである。

全ての登録ホテル・旅館を含む宿泊施設を対象とした 実態調査の結果、ホテル・旅館の規模の大小により外国 人旅行者への対応に差がみられ、小規模な施設におい て、外国語会話能力を有する複数の従業員の配置や外国 語で記載された案内書による観光地情報の提供などの 対応が進んでいないこと等が判明した。

このため、訪日外国人旅行者数の更なる拡大に対応した我が国の宿泊施設の在り方について検討するため、平成21年9月に「訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した宿泊施設のあり方に関する検討会」を設置し、22年3月に、今後の取組の方向性等を取りまとめたところである。

当面の課題として、宿泊施設における情報発信や円滑なコミュニケーションの実現等を図るため、各宿泊施設においては外国語接遇の向上等に係る従業員教育を強化すること、国や宿泊関係団体においては研修等を通じた従業員のスキルアップを支援することなどが挙げられている。

また、ホテル・旅館の登録制度については、登録自体が任意の制度であることに鑑み、登録ホテル・旅館における定期的な自主点検の励行等、登録ホテル・旅館において登録時の水準を継続的に確保するための仕組みを構築するとともに、国においては、登録ホテル・旅館における訪日外国人旅行者の受入環境のより一層の整備に向けた取組を促進するため、登録ホテル・旅館に対する支援方策について検討し具体化を図ることとした。

これを踏まえ、平成22年度においては、①訪日中国人旅行者を迎えるに当たっての基礎的な知識やスキルを習得するためのセミナー、②外国語で旅館の利用方法を紹介する映像の制作、③宿泊施設での中国語放送の導入効果検証のための実証事業(全国57施設)を実施し、外国語による接遇の向上を始めとして、宿泊施設における訪日外国人旅行者の受入環境の整備を進めている。

なお、平成22年10月から、ホテル・旅館の登録に関する事務を国が直接実施することとされた(注5)ことから、観光庁ホームページにおいて登録手続等の情報提供の充実を図るなど制度の的確な運用を図っている。

(注5) 従来、日本観光協会が登録実施機関として、ホテル・ 旅館の登録に係る事務を行ってきたが、平成23年4月に 日本ツーリズム産業団体連合会との統合に伴う事業の 見直しにより、当該事務を廃止することとされた。

4 国土交通省は、観光案内所の充実 強化のため、国際観光振興機構と連 携し、外国人旅行者の利用が増えて いるVJ案内所以外の地方公共団 体案内所に対して、外国語対応等、 支援方策について検討すること。

【国土交通省】

全国の都道府県及び政令指定都市を通じて各市区町村に対し、市区町村内の観光案内所の現状についての調査を実施し、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の状況把握に努めているところである。

当該調査結果を取りまとめの上、これら案内所に対し

政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)

て、どのような支援が可能であるかを、国際観光振興機構 と連携し検討する。

勧告に基づき、全国の市区町村内の観光案内所の状況について調査を実施した結果、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の中には、外国語対応の職員がいない、多様な言語に対応しきれないなど、外国語による対応が難しい等の課題があることが判明した。

このため、国際観光振興機構と連携し検討を行い、 当該案内所に対し、外国語で対応できないことを補完 する措置を行うとともに、ビジット・ジャパン案内所 への積極的な勧誘を行う等の措置が必要と判断し、平 成22年度については、民間事業者が観光案内端末を通 じ、遠隔地から多言語による観光案内を行うことで当 該案内所を支援することができる仕組みを構築するた めの取組を国の調査事業として行った。

また、観光案内所等の受入環境水準(ホスピタリティ)に関する評価基準を構築したところであり、今後、各案内所等が自らの施設について自己評価を通じて改善を行っていくことが期待されている。

なお、ビジット・ジャパン案内所については、平成22年9月に「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)に定められている全国300か所の設置目標を達成したが、外国人の利便性を向上させるため、今後も引き続き、当該案内所への加入を促進することとしている。

- 5 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通 訳案内士について、次の措置を講ず ること。
- (1) 通訳案内士の活動機会の拡大 が不十分となっている原因を分 析し、通訳ガイド検索システムへ の掲載の推進等通訳案内士の活 動機会が一層拡大されるような 施策を検討すること。
- (2) 非居住者合格者の登録が進まない原因を分析し、円滑な登録に向けた対策を検討すること。

【国土交通省】

通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。

通訳案内士制度については、勧告を踏まえ、訪日外国人旅行者のニーズや旅行スタイルの変化など通訳案内士制度を取り巻く状況の変化に対応するため、平成21年6月から「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、通訳案内士制度の変革の必要性とその規模等の検討を含め、抜本的な見直しについて検討された。

その結果、新しい通訳案内士制度の基本的な方向性として、①国として引き続き高度な資質をもった通訳案内士の育成が必要、②多様な外国人旅行者ニーズにより的確かつ柔軟に応えられるようにするため、通訳案内士を補完する役割を担うものとして、通訳案内士以外の者にも一定の資質管理のもとで、有償での通訳ガイドを認めることなどが指摘された。

この指摘を受けて、通訳案内士の育成の在り方について、研修の実施を含め引き続き検討を行う。また、より一層増大する訪日外国人旅行者に対応するため、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、総合特別区域法案(同法案は平成23年2月15日閣議決定)の成立後、これに基づき、できるだけ早期に措置することとしている。

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動) 表 19-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成 23 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 219 件であり、平成 22 年 10 月 21 日に点検結果を税制調査会(平成 22 年度第 2 回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム)に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。点検結果においては、個別の評価ごとに課題を指摘した。

点検を通じて把握した主な課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後、 租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等 の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよ う、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図っていく必要がある。

(ア)分析・説明の未実施に係る課題

政策目的に向けた手段としての「有効性」に関して、適用数や減収額が明らかにされていない、税収減を是認するような効果が示されていないなど、評価の一部で分析・説明が実施されていないものがある。

この場合、租税特別措置等を講じることにより、どのような効果があるのかが 不明であり、当該租税特別措置等を講じることが有効なのか判断できない。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の分析・説明の内容に係る課題

- 租税特別措置等によって実現しようとする政策目的の根拠(法律、政令、閣議決定等)が明らかにされていないものがある。この場合、政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断できない。
- 前回要望時における租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されたものがある。この場合、当該租税特別措置等は基本的に役割を終えたものと考えられ、新たな目標を設定し引き続き実施しようとする場合は、引き続き実施することの説明が必要である。

(ウ) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の分析・説明の内容に係る課題

- 租税特別措置等の効果と減収額の対比により、税収減を是認するような有効性があるかどうかを説明すべきところ、税収減についての説明がないものがある。この場合、当該租税特別措置等に効果があることは説明されているが、税収減を是認するだけの効果があるのか分からない。
- 租税特別措置等以外の政策手段等の要因の影響を受ける測定指標を設定し効果を把握することとしているため、租税特別措置等の効果の検証ができないものがある。この場合、目標を達成したとしても、それが当該租税特別措置等による効果であるのか検証ができない。
- 租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計が明らかでないなど、適用実態が不明なものがある。また、適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計は明らかにされているが、その算定根拠が明らかでなく、適用実態が不透明なものがある。
- 租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に

少ないと考えられる場合、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられる場合において、これに対しての説明がないものがある。

- (エ)補助金等他の政策手段と比した「相当性」の分析・説明の内容に係る課題
 - 政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々な政策手段がある中で、租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、他の政策手段と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明がされていないものがある。
 - 補助金等や規制など同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての分析・説明に 不十分な点が認められるものがある。

(オ) その他の課題

政策目的の実現に対し、租税特別措置等によって達成しようとする目標(達成目標)の達成がどのように寄与するのかを説明すべきところ、政策目的と達成目標の関係が逆転し、政策目的の実現が達成目標の達成に寄与するかのような説明になっていると考えられるものがあり、政策目的及び達成目標(測定指標)の設定に問題があるものがある。

イ 成果重視事業に係る政策評価の審査

各行政機関が平成22年に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、具体的な点 検項目を設定した上で審査を実施した。対象とした政策評価は、12の行政機関に係る 32件であり、平成22年11月30日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

審査を通じて把握した課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後とも、 政策評価として備えるべき事項の明確化を徹底していく必要がある。

- (ア) 目標設定の考え方を評価書において明らかにすること。
- (イ) 手段と目標の因果関係を評価書において明らかにすること。
- (ウ) 目標の達成度合いの判定方法・基準を評価書において明らかにすること。
- (エ) 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすること。

ウ 規制の事前評価の点検

各行政機関が平成22年に行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が適切に実施されているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、8の行政機関に係る82件であり、平成23年2月25日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。点検結果においては、個別の評価ごとに課題を指摘した。

点検を通じて把握した主な課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後、評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図る必要がある。

○ 分析対象期間は、規制の新設又は改廃を行おうとする際に分析の対象とする費用 及び便益の範囲を決めるものであるため、費用及び便益を定量化又は金銭価値化し ているか定性的に分析しているかにかかわらず、規制の内容に応じた適切な期間を 設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃によって生じる費用及び便益を全て分析できるよう、 十分な長さの分析対象期間を設定する必要がある。 ○ ベースラインは規制の新設又は改廃を行う必要性の基点となるものであるため、ベースラインが設定されていない評価(60件)については、規制の内容に応じた適切なベースラインを設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃を行わず、現状の制度を維持した場合に生じると予測される将来における状況の説明となっている必要がある。

○ 「遵守費用」について負担がないとしている評価のうち3件については、具体的な費用を挙げて分析を行う必要がある。「その他の社会的費用」について分析がされていない評価(7件)については、適切な分析を行う必要がある。なお、費用の発生が見込まれない場合には、その旨を説明する必要がある。

また、定性的記述により分析されている評価のうち、特に、「遵守費用」で8件、「行政費用」で9件、「その他の社会的費用」で1件、「便益」で4件については、一定の前提条件を置くことなどにより、定量的な分析が可能であると考えられるため、定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。なお、費用又は便益の各要素の原単位のみ数値化されているものについては、対象数についても数値化することにより、定量化又は金銭価値化が可能である。

○ 費用と便益を直接に比較していない評価(23件)については、規制による新たな 追加費用が発生しない場合でも、費用と便益の関係の分析は規制の事前評価の結論 に当たるものであることから、例えば「新たな追加費用は生じないが、これに比し て・・・の便益が生ずる」など、費用と便益を対比して分かりやすく記載する必要 がある。

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いることが望まれる。

○ 代替案が設定されていない評価(22件)又は代替案として適切なものが設定されていないと認められる評価(1件)については、適切な代替案を設定し、当該代替案についての費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行う必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

代替案は設定されているが費用又は便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と 代替案との比較がされていない評価(20件)は、費用及び便益の両方で比較考量を 行う必要がある。

また、規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、 規制の廃止も代替案として比較を行う必要がある。なお、廃止以外の代替案との比 較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、そ の旨を説明することが望まれる。

○ レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価(22件)については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。